

新型コロナウイルス感染症対策 関連情報 市税の徴収猶予について



ターゲット 3.3

令和2年4月22日

郡山市税務部

収納課

担当：鈴木 直人

TEL：924-2101

SDGs ターゲット 3.3 「伝染病を根絶するとともに、肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対応する」

新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む。）が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連して以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度がありますので、収納課にご相談ください（徴収の猶予：地方税法第15条）。

（ケース1）災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

（ケース2）ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

（ケース3）事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

（ケース4）事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

徴収の猶予は免除（減免）ではありません。また、今後実施される徴収の猶予の「特例制度」については、国での法案成立後あらためてお知らせいたします。



ウェブサイトに

アクセスできます。

<https://www.city.koriyama.lg.jp/kurashi/zeikin/1/23412.html>